# 徳島県子ども・子育て支援事業支援計画の 中間年の見直しについて

#### 徳島県子ども・子育て支援事業支援計画の中間年の見直しについて

- 1 中間年の見直しの基本的事項
- (1) 中間年の見直しの趣旨

国の基本指針注1 において、「子ども・子育て支援法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。」されていることから、各市町村において「市町村子ども・子育て支援事業計画」の見直しを実施している。

県では、市町村の子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には見直しを行うこととされていることから、県においても計画の見直しを行う。

注1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て 支援給付及び地域子ども・子育て支援事業円滑な実施を確保するための基本的な指針 (平成 26 年 7 月 2 日付け内閣府告示第 159 号)

#### (2) 見直し後の計画期間

当初計画と同じ計画期間(平成27年度から平成31年度まで)とする。

(3) 見直しの方向性

現計画の基本方向を維持しつつ、

- ア 県内市町村における子ども・子育て支援事業計画の見直しの状況を踏まえ、県内全域の教育・保育(地域子ども・子育て支援事業)の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- イ 認定こども園の目標設置数
- ウ 保育人材の必要見込み人数及びその確保方策
- エ その他、社会情勢の変化及び各施策の進捗状況に応じて、各施策の記載内容の見直しを行う。
- 2 計画の中間年の見直しの方向性別添1のとおり
- 3 今後のスケジュール

平成30年1月末まで 平成30年1月末頃

市町村子ども・子育て支援事業計画の変更状況の把握

子ども・子育て会議(第14回)の開催 計画見直し(案)の検討

平成30年2月上旬 県議会へ計画見直し(案)を報告

平成30年3月末 (市町村子ども・子育て支援事業計画の変更を受けて)

徳島県子ども・子育て支援事業支援計画の変更

# 徳島県子ども・子育て支援事業支援計画の中間年の見直しの方向性について

項目	頁	主な見直しの内容					
第1章 計画策定に当たって							
1 計画策定の趣旨	1						
2 計画の性格	2						
3 計画の期間	2						
第2章 基本理念と取組み方針							
1 計画の基本理念	3						
2 計画の基本目標	3						
3 計画を推進する上での重点課題	4						
第3章 計画の推進体制と点検・評価							
1 計画の推進体制	5						
2 計画の達成状況の点検及び評価	5						
第4章 具体的な取組み							
第1節 区域の設定							
1 県区域設定の趣旨	6						
2 県区域設定の基本的考え方	6						
3 県区域設定の内容	6						
第2節 教育・保育の提供体制の確保							
1 教育・保育の量の見込みにおける基本的考え方	8						
2 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の 内容及びその実施時期	8	市町村の子ども・子育て支援事業計画における見直し状況に対応した、県内全域における平成30年度及び平成31年度の教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容の見直しを行う。					
第3節 地域子ども・子育て支援事業の推進							
1 各事業の量の見込みにおける基本的考え方	11						
2 各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期	11	市町村の子ども・子育て支援事業計画における見直し状況に対応した、県内6区域における平成30年度及び平成31年度の量の見込み、提供体制の確保の内容の見直しを行う。					
3 「放課後子ども総合プラン」への対応	20						

# 徳島県子ども・子育て支援事業支援計画の中間年の見直しの方向性について

項目		主な見直しの内容					
第4節 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保							
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の 必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策	22						
2 認定こども園の普及に関する基本的考え方	22						
3 認定こども園の目標設置数、設置時期	23	各市町村における認定こども園への移行予定等を踏まえ、県内全域における平成30年度及び平成31年度の認定こども園の設置目標数、設置時期の見直しを行う。					
4 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援	23						
5 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策	23						
6 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の 推進方策	24						
第5節 教育・保育等に従事する者の確保及び質の向上							
1 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の具体的な 必要見込み人数とその確保方策	25	市町村の子ども・子育て支援事業計画における見直し状況に対応した、県内全域における平成30年度及び平成31年度の保育人材の必要見込み人数の見直しを行う。					
2 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保方策	26	「子育て支援員」についての記述の時点修正を行う。					
3 質の向上策	26						
4 「子育て支援員」の認定のための研修実施	26	「子育て支援員研修」についての記述の時点修正を行う。					
5 「放課後児童支援員」の認定のための研修実施	26	「放課後児童支援員認定資格研修」についての記述の時点修正を行う。					
第6節 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援							
1 児童虐待防止対策の充実	27						
2 社会的養護体制の充実	28	平成29年度に県内で初めての自立援助ホームが開設されることから、記述の修正を行う。					
3 ひとり親家庭の自立支援の充実	29	子どもの学習支援事業について、新たに記述する。その他の部分についても、合わせて記述の修正を行う。					
	30	(5)発達障がい児に対する早期支援体制の充実について、県西部に拠点が整備されたことから、記述の時点修正を行う。					
		医療的ケアを必要とする障がい児の支援に関する記述を追記する。					
第7節 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携							
1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	32						
2 仕事と子育ての両立のための基盤整備	33	(2)ファミリー・サポート・サービスの推進について、「病児・病後児預かり」に係る記述 を追加する。 (3)事業所内保育施設等の推進について、「企業主導型保育事業」に係る記述を追加					
		(3)争未別内体自旭政寺の推進に プバミ、正未土得空体自争未」に依合記述を追加する。					

### 徳島県子ども・子育て支援事業支援計画の中間年の見直しの方向性について

項目		頁	主な見直しの内容					
第	第5章 広域調整及び教育•保育情報の公表							
	第1	節 広域調整						
	1	市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	34					
	2	2 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整	34					
	第2							
	-	教育・保育情報の公表の実施方法等	35	各市区町村における待機児童解消に向けた取組状況の「見える化」についての記述を追加する。				
別	表1	保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期	36	市町村の子ども・子育て支援事業計画における見直し状況を踏まえ、平成30年度及び平成31年度の各地区ごとの教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容の見直しを行う。				
別	表2	認定こども園の目標設置数、設置時期	51	各市町村における認定こども園への移行予定等を踏まえ、各地区ごとの認定こども 園の設置目標数、設置時期の見直しを行う。				